

別添

横断歩行者事故防止のための広報啓発業務委託仕様書

1 業務の目的

横断歩行者の事故を防止するため、横断歩行者の安全な道路の横断及び車両運転者による歩行者保護について、テレビ・ラジオでの放送や公共交通機関車内へのポスターの掲出等により、特に高齢歩行者の事故防止を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 動画の作成

- ア テレビCMで放映する15秒動画を作成すること。
- イ 街頭大型ビジョン（260インチ等）での放映に堪えうる画質とすること。
- ウ 動画データはDVDに焼き付けて提出すること。

(2) ラジオCMの作成

- ア ラジオで放送する20秒CMを作成すること。
- イ 音声データはDVDに焼き付けて提出すること。

(3) ポスター等の作成

- ア ポスターの規格はB 3 横、車内戸袋ステッカー（縦30cm×横70cm）、車内用スイングPOP（縦10cm×横10cm）とし、いずれもカラーで作成すること。
- イ ポスターデータはDVDに焼き付けて提出すること。

(4) テレビCMの放映

- ア 本契約で作成した15秒動画を、大分県内の民放3社（大分放送、テレビ大分、大分朝日放送）にて放送すること。
- イ 本数は、15秒CM3社合計約100本（うちA帯各社5本）を目安とすること。
- ウ 放映期間は、令和8年10月から12月の間で60日間程度を想定しているが、効果的な期間とすること。

(5) ラジオCMの放送

- ア 本契約で作成したラジオCMを大分県内の民放ラジオにて放送すること。
- イ 放送期間は、令和8年10月から12月の間で60日間程度を想定しているが、効果的な期間とすること。

(6) デジタルサイネージによる広報

- ア 本契約で作成した15秒動画を、大分駅構内のデジタルサイネージで放映すること。
- イ 放映期間は、令和8年10月から12月の間で60日間程度を想定しているが、効果的な期間とすること。

(7) ポスター等の掲出による広報

- ア ポスターB 3 横については、電車内の中吊りポスター及び大分バスと大分交通のバス車内広告としてそれぞれ60日間程度掲出すること。
- イ 車内広告戸袋ステッカー（縦30cm×横70cm）については、大分バスの車内及びコミュニティバス内に60日間程度掲出すること。
- ウ 大分県内を運行するタクシーの車内において、車内用スイングPOP等の掲出を60

日間程度実施すること。

(8) 作成した動画、ラジオCM及びポスターについては、10月中に放映、放送及び掲出を開始すること。

(9) 上記(1)～(8)の詳細等については、委託者と受託者が協議の上決定する。

3 著作権

(1) 本契約の成果物に付与される著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は、キャッチコピー等を使用する場合は、商標権等を侵害するおそれのないよう留意すること。

4 委託業務の計画及び結果報告

(1) 業務計画の提出

委託契約締結後、委託業務スケジュールを提出すること。

(2) 結果報告

業務完了報告書に掲載実績等を記した資料を添付したものを提出すること。

5 成果物の納品

(1) 動画データ、音声データ及びポスターデータは各1枚ずつDVDに保存して提出すること。

(2) それぞれのDVDには素材の内容等について表記し、破損等の防止措置をした状態で納品すること。

6 納品場所

大分県警察本部交通部交通企画課

7 その他

企画提案等の内容については、大分県警察本部交通部交通企画課長と受託者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。